



社会福祉法人絆友会  
たじま絆保育園  
重要事項説明書

令和5年度版

## 重要事項説明書 (令和5年 1月 20日現在)

### 1 事業者

名 称	社会福祉法人絆友会
所 在 地	埼玉県さいたま市桜区田島三丁目13番4号
連 絡 先	048-711-5697
代 表 者 氏 名	川名 美雄
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 (ロ) 小規模保育事業 (ハ) 一時預かり事業の経営
設 立 年 月 日	平成28年8月19日設立

### 2 施設の目的

施 設 の 目 的	本園は児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的にします。
運 営 方 針	<p>以下の理念・方針・目標に基づき運営します。</p> <p><b>【保育理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが生き生きと過ごし、無限に成長できる保育園</li> <li>・子どもたち一人ひとりの成長を理解し、共に育てる保育園</li> <li>・子どもを安心して託し、子育ての楽しさを十分に感じられる保育園</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <p><u>生き生きとした子どもに…情育、意育、食育、個別性</u> 園児個々の個性を尊重しつつ、たくましく生き抜く力を育てます。</p> <p>「遊べる」「意欲のある」「運動が好き」「明るい笑顔」「お話ができる」ことが、「生きる力」につながると考えます。</p> <p><u>無限に成長できる子どもに…知育、体育、読育</u> 子ども達の限界を大人が決めずに、様々な事を経験できる人的環境・物的環境を作ります。</p> <p><u>子ども一人ひとりの成長を理解する…個別性</u> 子ども達の成長には、一人ひとり個人差があると考えます。一人ひとりに合わせた関わりを常に考え、保護者と共に育てます。</p> <p><b>【保育目標】</b></p> <p><b>絆を大切にする思いやりのある子どもに</b> 個別性・情育・意育・食育・知育・体育・読育</p>

### 3 保育園の概要

施設の種類	認可保育所			
名称	たじま絆保育園			
所在地	桜区田島三丁目13番4号			
認可等年月日	認可日	29年 3月31日		
電話番号	048-711-5697			
施設長氏名	川名美雄			
定員(年齢別)	90名(0歳児6名、1歳児16名、2・3・4・5歳各17名)			
職員数	26名			
自己評価の概要	施設の自己評価は所定の書式に基づき年二回実施します。 職員個別の自己評価も毎年度末に行います。			
第三者評価の概要	5年に一度受審します。 第三者評価を受審した際の結果は公開します。また、保育園玄関内にも常置し閲覧できるようにします。			
職員への研修の実施状況	保育の質の向上のために職員研修に力を入れます。 年間研修計画に基づき実施します。園内研修と外部研修の参加を積極的に行います。			
嘱託医	内科医	ひいらぎクリニック	歯科医	埼玉口腔外科クリニック

### 4 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提供日	月曜日から土曜日まで
提供時間	保育標準時間 7:00～18:00の範囲内で、保護者様が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は18:00～19:00の間で延長保育を行います。 *土曜日の延長保育はございません。
	保育短時間 8:30～16:30の範囲内で、保護者様が保育を必要とする時間 平日：この時間帯以外に必要な場合は7:00～8:30と16:30～19:00の間で時間外保育及び延長保育を行います。 土曜日：この時間帯以外に必要な場合は7:00～8:30と16:30～18:00の間で時間外保育及び延長保育を行います。
提供しない日	日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日まで) ※保育園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。

- ※ 実際にお子様を預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、個別に保護者様の方と保育園との間で、協議を行います。
- ※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

## 5 施設の概要

敷地	面積	857.20 m <sup>2</sup>					
建物	鉄骨造 2階建て	延べ床面積		549.30 m <sup>2</sup>			
施設の内容	乳児室・ほふく室	2室	94.35 m <sup>2</sup>	調理室	20.27 m <sup>2</sup>		
	保育室・遊戯室	5室	174.52 m <sup>2</sup>	調乳室	4.13 m <sup>2</sup>	医務室	1.45 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場	292.47 m <sup>2</sup>		幼児用トイレ	15個		
設備の種類	プール（組立式）、1階テラス、2階テラス、冷暖房、駐車場（2台）						
安全保障	全保連制度保育園賠償責任保険加入						

## 6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	直接雇用		派遣	備考
					有期	無期		
施設長・園長	1人	保育士 1人			0人	1人	0人	
保育従事職員	20人	保育士 13人	7人	保育士 7人	8人	14人	0人	
調理員	2人	栄養士 1人 調理師 1人	2人		3人	1人	0人	
事務員	1人		0人		0人	1人	0人	

## 7 保育計画

クラス	保育計画
0歳児	家庭との連絡を取りながら安定した園生活を送る。保育士との親密な関わりの中で人との信頼関係の芽を培う。
1歳児	保育士との信頼関係の中で、遊びを通して人とのかかわりを広げ、親しみを持たす。身の回りの様々な経験を通して言葉を覚え、思いや感じたことを言葉で伝えるようにする。
2歳児	「自分で！」の気持ちを大切に、個々に挑戦し、友達と遊ぶ楽しさを味わう。色々な経験を通して言葉や表現力を豊かにする。
3歳児	基本的な生活習慣の自立を目指していく。色々な友達と、身体を動かし沢山遊ぶ。
4歳児	安定した生活の中で、喜んで色々な活動に取り組む。全身を動かし、運動能力を高めながら、遊ぶ楽しさを味わい、友達との関わりを深める。
5歳児	人との関わりの中で、社会における必要な習慣や態度を身に付け、思いやりの気持ちを育てる。四季の環境に自ら関わり、色々な遊びを充実させていく。
その他（年間行事）	別紙「年間行事予定表」をご参照ください。

## 8 毎日の保育の流れ

### (1) 1日の保育スケジュール

クラス	活動内容
0歳児	一人ひとりの家庭でのリズムを大切にしながら、少しずつ生活リズムを整え、1歳2～3か月頃をめどに1・2歳児の時間と同じになります。
1・2歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・粘土遊び・お絵かき遊び 11:00～ 昼食 12:30～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00 保育終了
3・4・5歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び 10:00～ クラス活動・体育遊び・制作遊び・知育遊び 11:30～ 昼食 13:00～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00 保育終了
土曜日 *土曜日保育は異年齢混合保育となります。	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・粘土遊び・お絵かき遊び 11:00～ 昼食 12:00～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 18:00 保育終了

### (2) お散歩のコース

園庭以外に、近隣の田島西公園、田島東公園等にお散歩に行きます。

## 9 給食等

昼食・おやつ等	<p>保護者様の方へは、毎月末ごろに翌月の献立表を添付致します。</p> <p>当園は食育に力をいれます。</p> <p>献立はお子様の年齢に合わせ、季節感があり栄養バランスの良い素材を取り入れます。お子様が楽しめるよう彩りにも配慮します。特別給食として、行事食をご用意します。また、おやつはお子様が楽しみにしているものをすべて手作りで提供します。</p> <p>お子様の食欲や健康状態に心配なことがありましたら、担任にご相談ください。</p>
アレルギー等への対応	<p>使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師による「アレルギー確認書」(当園書式)に基づき、除去するなどの対応をいたします(食物アレルギーの例:牛乳・卵・大豆など)。ただし、アレルギーの内容や程度によっては対応できない場合もございます。</p> <p>また、宗教上の理由による除去にも対応いたします。</p>
衛生管理等	<p>給食施設開始届出を管轄保健所へ届出ます。 (29年4月1日届出)</p> <p>水質検査を年1回実施します。</p> <p>残留塩素の測定は1日2回(朝・夕)実施します。</p> <p>調理員及び管理職・0歳児保育従事職員・食育活動に携わる職員は毎月1回、それ以外の職員は年1回の細菌検査を行います。</p>

## 10 健康診断等

### (1) 健康診断

全園児	<p>毎年2回、嘱託内科医が健診します。</p> <p>健診の結果については、児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。</p>
-----	--

### (2) 歯科検診

全園児	<p>毎年1回、嘱託歯科医が検診をします。</p> <p>健診の結果については、児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。</p>
-----	---

### (3) 身体測定

全乳幼児	<p>0・1・2歳児は毎月1回、3・4・5歳児は2カ月に1回、身長・体重の測定を行います。</p> <p>結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。</p>
------	---

※ その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

※ 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、保育園から保護者様に詳細を説明するとともにご相談に応じます。

## 11 保育園利用に伴い保護者様が負担する費用

### (1) 月額利用者負担額

保育園の利用に伴い、月額利用者負担額をご負担いただきます。月額利用者負担額については、市町村民税額に応じて、保護者の居住地のある市町村が算定することになります。

### (2) その他の費用

(1) に掲げる利用者負担額（月額）のほか、次の費用をお支払いいただきます。

#### ① 延長保育料または随時の延長保育料

\*延長保育月額

・1カ月…4,000円（標準時間対象）

\*随時の延長保育料

※保育標準時間認定有料延長保育

（18:01～18:30・18:31～19:00 ご利用1回30分250円 1時間400円）

※保育短時間認定有料延長保育

（お仕事で延長保育時間が必要な場合は、標準時間時間にご変更可能です。

支援課にご相談ください）

（7:00～7:30・7:31～8:30 ご利用1回30分250円 1時間400円）

（16:30～17:30・17:31～18:30・18:31～19:00 ご利用1回30分250円 1時間400円）

② 給食費（3歳以上） 毎月 7,500円

③ 寝具等リース代 毎月 1,000円(希望者対象)…希望者以外は衛生管理・SIDS同意等の条件有（外部委託）

④ 独立行政法人日本スポーツセンター「災害共済給付」ご加入金 300円（年間）

## 12 費用の支払方法

### (1) 月額利用者負担額

さいたま市へお支払いいただく以外に月額利用者負担金はありません。

### (2) 延長保育料

延長保育料については、前月利用分を、当月10日までに現金にてお支払いください。

### (3) 給食費、寝具等リース代

給食費、寝具等リース代（外部委託）については、年間一括払いとなります。

\*給食費は、毎年7月末までにお支払いください。

### 13 保育園入園に当たり保育園に提示・提出していただく書類

#### ① 子ども・子育て支援支給認定証

保育園に持参し、提示してください。入園時に限らず、保育園入園中は、必要に応じて提示を求められることがあります。

#### ② こどもの成長の記録（支援課未提出の方対象）

（保護者様の方の連絡先、お子様の病歴、予防接種の記録やアレルギー、生活習慣等）

#### ③ 母子手帳

#### ④ 健康保険証、乳児医療証のコピー

### 14 入園に当たり保護者様の方が用意するもの

別紙「保育園のしおり」をご参照ください。

### 15 保育園と保護者様の連絡について

(1) 0歳児組、1歳児組、2歳児組は、kidsly(連絡帳)があります。毎日のkidsly(連絡帳)によるクラスの活動の様子をお伝えいたします。また、週に数回お子様一人一人の活動の様子もお伝えいたします。

また、ご家庭の様子や育児の相談など何なりとご入力ください。

(2) 3歳児以上のクラスは、kidsly(連絡帳)によるクラスの活動の様子をお伝えいたします。通常保育時間内ご利用の方は担任にご遠慮なくお話しください。

延長保育利用の方で担任と直接話をしたいが、話す時間がない方、あるいは連絡したいことがある方は、kidsly(連絡帳)によるコメントをご利用ください。

(3) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(4) kidsly(連絡帳)や園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、確認してください。

### 16 保護者懇談会について

年に2回、保護者懇談会の開催を予定しています。

保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせし、保護者様同士、保護者様と保育者の懇談の時間を持ちます。



17 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

慣らし保育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	お休みする時や遅れて登園する時には必ず9:30までにkidsly(連絡帳)または電話にてご連絡ください。また、病気の際は症状をお知らせください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、事前にご連絡をお願いします。原則として随時の延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 なお、0~2歳児については毎朝、kidsly(連絡帳)に体温と健康状態の記入をお願いします。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、出席停止期間を経過してから登園許可証を提出後、登園してください。 なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。 別紙「休んでいただく病気と期間」をご参照ください。
連絡(お迎え含む)をする目安	① 体温が37.5℃になった時 ② 平熱より1℃以上高くなった時 ③ お子さまがいつもの様子と異なる状態の時 ④ 熱が高くなくても下痢、嘔吐、腹痛などがある場合 ⑤ 受診が必要な事故、怪我をした場合 ⑥ 感染症の疑いがある場合
投薬	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示書に基づき行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
送迎時のお願い	子どもの安全を守るため、次のことをお願いします。 保護者様の責任において送迎を行ってください。送迎の際は、保育士がお子様の登降園を確認できるよう、必ず保育士にお声かけください。ご両親以外の方に送迎をお願いされる場合は、事前にその方のお名前と続柄、間柄をお知らせください。また、お届けいただいている勤務先での連絡が難しくなる場合には、担当保育士に確実に連絡が取れる電話番号をお知らせください。
退園する場合	退園届をご提出ください。
支給認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量(標準時間又は短時間)・就労状況等の変更の場合は、「子ども・子育て支援支給認定変更申請書(兼)内容変更届」・「支給認定証」をご提出ください。

## 18 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子様のかかりつけ医や嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者様と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

嘱 託 医	ひいらぎクリニック
	所在地 東京都豊島区南大塚3丁目2番6号 K-ビルディング 203(電話番号)03-6902-0809
嘱 託 歯 科 医	さいたま歯科口腔外科クリニック
	所在地 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目6-1(電話番号)048-866-1488

## 19 非常災害時の対策

### (1) 消防計画等

消防計画作成 (変更)届出書	さいたま消防署 平成29年2月28日届出 防火管理者 氏名 川名美雄			
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。			
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具・自動火災報知設備・消防機関に通報する火災報知設備・避難器具</li> <li>・誘導灯及び誘導標識・防排煙設備</li> </ul>			
避難場所	第1避難場所	保育園 園庭	第2避難場所	西浦和小学校

### (2) 災害時等における保育園の臨時休園等について

地震や水害等の自然災害等の発災やそれに伴う公共交通機関の計画連休が発令された場合、非常災害対策計画に準じて臨時休園することがあります。

## 20 賠償責任保険の加入

賠償責任保険	1事故	10億円
	1名につき	2億円

## 21 保育内容に関する相談・苦情

### (1) 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	保育園管理者 氏名 川名 美雄
相談・苦情受付担当者	氏名 平塚 泰子
第 三 者 委 員	美田 智幸
	米橋 結太
受 付 方 法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
保 育 園 電 話 番 号	048-711-5697

## 22 個人情報の取扱いについて

保育園が業務上知り得たお子様や保護者様に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法による支給認定に関し、市及び区へ必要な情報提供を行うこと。
- 他の施設・事業所へ転園する場合や兄弟姉妹が他の施設・事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子様の名前が記入してあるものなど、保育園内及びHP等に掲示・掲載することがあります。

令和 年 月 日

たじま絆保育園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施 設 社会福祉法人絆友会 たじま絆保育園

説明者職名 園長 川名 美雄 印

私は、本書面に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、たじま絆保育園における保育の提供等に同意しました。

住 所 \_\_\_\_\_

児童の氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印